

Q & A

南国市地域振興券

南国市では、個人消費の拡大を図り、地域経済の活性化に役立てるため、国の景気対策の一環としての地域振興券の交付を平成11年4月1日から行います。今回は、その内容についてQ&A方式でお知らせします。



Q1 交付対象者は？

平成11年1月1日（基準日）時点で、下表に該当する人が対象者となりますが、②③④⑤に該当する大半の人は平成10年度の臨時福祉特別給付金の対象者と同じです。65歳以上の全員が対象ではありませんので、ご注意ください。

Q2 交付を受けるには？

下の表の①と②の対象者は、申請の必要はありません。4月1日（休）に直接ご家庭に配達記録郵便で郵送します。③④⑤の対象者は、申請書の提出が必要となります。その人へは、2月末に市役所から申請書を送りますので、必要事項を記入のうえ、3月11

年齢	交付対象者	申請
15歳以下	① 15歳以下の子どもが属する世帯主（永住者、特別永住者を含む） *老齢福祉年金 *障害基礎年金（年金証書の年金コードの先頭3桁が「535」または「265」） *遺族基礎年金（年金証書の年金コードの先頭3桁が「275」または「285」） *児童扶養手当 *障害児福祉手当または特別障害者手当 *福祉手当（経過措置分） *原爆被爆者諸手当 *平成11年1月分の特別児童扶養手当の支給対象になっている人 *里親に委託されている人 *生活保護を受けている人 *社会福祉施設に措置入所されている人 *養護受託者に委託されている人 *らい予防廃止法に基づき援護を受けている人	申請の必要はありません
16歳以上	② 年金、手当などを受給されている人	申請が必要でず
	③ 市民税が非課税（被扶養者の場合は扶養者が非課税）で、次に該当する人 *障害基礎年金など（年金証書の年金コードの先頭3桁が「535」または「062」） *遺族基礎年金など（年金証書の年金コードの先頭3桁が「645」「C72」「082」または「102」）	
65歳以上	④ 市民税の所得割が非課税（被扶養者の場合は扶養者の所得割が非課税）で、6か月以上寝たきりや痴呆などのため常時介護が必要な人（ただし3か月以上継続して入院・入所している人を除く）	申請が必要でず
	⑤ 市民税が非課税（被扶養者の場合は扶養者が非課税）	

日付までに返送してください。その後、該当者には4月1日（休）に、直接ご家庭に配達記録郵便で郵送します。
なお、③④⑤に該当する人で、申請書の届かない場合はお問い合わせください。

ほとんどの物品の購入、サービスの代金として使用できますが、次にあげるものには使用できません。また千円以下の買い物をした場合、釣り銭は支払われませんので、ご注意ください。

使用できませんので、ご注意ください。

15歳以下の子どもを持つ世帯主には、子ども1人につき2万円分の振興券（千円券2枚）が交付されます。その他の対象者については、一律2万円分となります。

地域振興券が使用できないもの
税金・公共料金に類する電気、水道、電話、都市ガスなどの料金・株券、債券などの金融商品、宝くじ、プリペイドカード（テレホンカード、ハイウェイカード、JRオレージカードなど）、商品券（ギフト券、図書券など）、官製はがき、切手、債務の支払い など

※お問い合わせは、企画課企画調整係（☎6553）まで

Q4 どこで使えますか？

南国市が発行する地域振興券は、南国市内の地域振興券取扱店でしか使えません。ですから、例えば高知市での買い物には使用することはできません。南国市内の地域振興券取扱店には、下のポスターが貼ってあります。

Q6 いつまで使えますか？

南国市地域振興券の使用期間は、4月1日から9月30日の6か月間です。10月以降は

Q7 南国市から転出する場合は？

3月1日（休）以降に転出される人へは、南国市役所での転出手続きの際に「地域振興券未受領証明書」を発行しますので、対象者は転出先の市町村で、交付の申請を行ってください。

特定事業者（商店・事業所など）の皆さまへ

お客さまから受領した南国市地域振興券の換金は、市内金融機関にて換金請求を行ってください。その際に、特定事業者登録証明書を提示してください。関係書類（登録証明書・ポスター・換金方法）は、3月中旬までに登録された事業所の方々に送付します。

▲南国市地域振興券取扱店のポスター